

全国山村振興連盟 令和4年度総会

農山漁村への振興策を通じた
これからのむらづくり

農林水産省 農村政策部
地域振興課長
富田 晋司

地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための 新しい農村政策の構築（概要）

令和4年4月
新しい農村政策の在り方に関する検討会
長期的な土地利用の在り方に関する検討会

背景

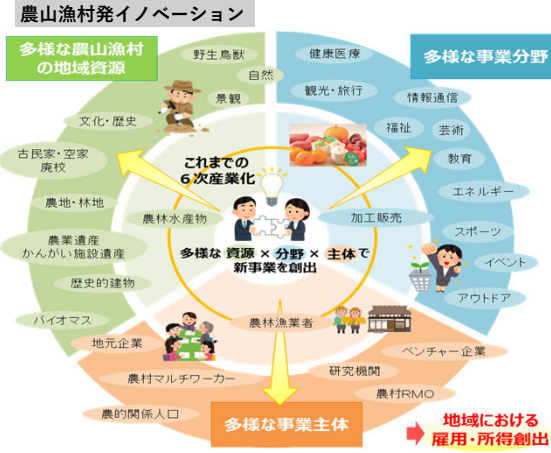
○新型コロナウイルス感染症の影響 ○人口・経済活動の大都市への過度な集中 ○テレワーク、兼業・副業等の新しいスタイルの働き方 ○田園回帰による人の流れの加速化 ○デジタル技術の活用 ○少子高齢化・人口減少 ○農村の持つ価値や魅力の再評価 ○持続的な低密度社会の実現 ○大都市から農村への人口分散 ○災害に強い持続的な国土保全、みどりの食料システム戦略、2050年カーボンニュートラル、SDGsへの貢献

具体的施策の方向性

しごとづくりの施策 （農村における所得と雇用機会の確保）

○多様な主体が参画し、地域資源を活用して新たな事業を創出する「農山漁村発イノベーション」の推進

- 農山漁村発イノベーションに必要な施設等の整備を行う場合の必要な手続を迅速化
- 中央・都道府県段階にあるサポートセンターの機能を拡充し、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発等の推進や、専門家派遣を実施



農山漁村発イノベーション：
6次産業化のほか、農山漁村の活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせて新しい事業を創出する取組

くらしの施策

（中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備）

○多様な関係者が連携し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の育成

- 農村RMO形成のための取組や伴走支援を実施

○生活インフラ・サービスの整備の推進

- 生活インフラ・サービスが受けられる環境を関係府省と連携して推進
- 官民で連携し、情報通信環境の構築に向けたノウハウの横展開や人材の育成・確保

○防災減災対策の推進

- ため池等の豪雨対策の手続を迅速化

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



農村RMO
(Region Management Organization) :

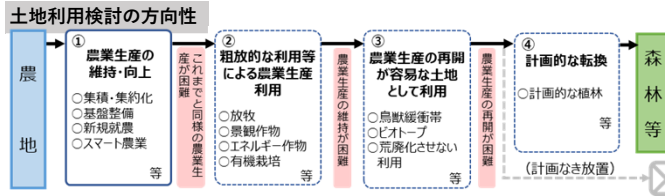
地域コミュニティ機能を維持強化するため、多様な関係者が連携し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組む地域運営組織

土地利用の施策 （人口減少社会における長期的な土地利用の在り方）

○食料の安定供給のための農地の確保を前提とした、地域ぐるみの話し合いを通じた持続可能な土地利用の推進

- 地域の話合いを通じた持続可能な土地利用計画の策定、農地の粗放的利用や計画的な植林等の取組を支援
- 地域の話合いを通じて、農林漁業団体等が、農用地の保全等に関する事業（放牧等の粗放的な管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）を実施しようとする場合に、地方自治体に活性化計画の作成を提案できる仕組みや、当該計画に基づく事業実施に必要な手続の迅速化を図る仕組みを構築

- 市町村による土地の詳細な用途（有機農業、放牧等）の指定を推進する仕組みを構築
- 農地バンクが一定のまとまりで借り受けた農地について、都道府県が農業者の費用負担を求めずに農業水利施設等の整備ができる仕組みを構築



活力づくりの施策 （農村を支える新たな動きや活力の創出）

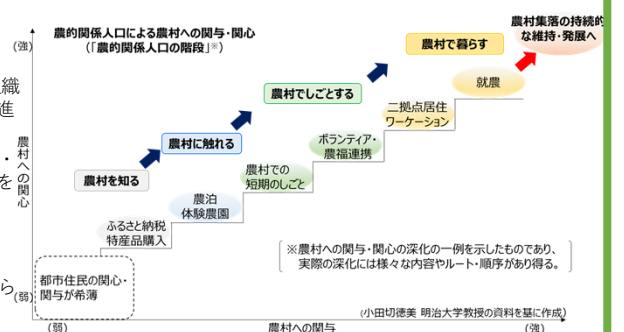
○地域づくり人材の育成や広域的なサポート体制の構築

- 農村プロデューサー養成講座の全国展開
- 農村RMO形成の伴走者となる中間支援組織の育成や農山漁村発イノベーションの推進のためのサポートセンターの機能拡充
- 土地改良事業団体連合会が、資金の調達・交付や工事の受託により、土地改良区等を支援する仕組みを構築

○農的関係人口の創出・拡大

- 農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出

農村への関与・関心の深化のイメージ図



関係府省で連携した仕組みづくり

関係府省、地方自治体、事業者と連携・協働し、施策を一体的に講ずる「地域政策の総合化」の推進

農山漁村地域づくりホットラインを通じ、地域づくりに取り組む団体等の相談や、必要な取組に対して関係府省と施策を結集させて対応 農村RMOに関する関係府省連絡会議の設置

山村活性化支援交付金

事業概要（目的・実施主体・補助率等）

- ・山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大を図る取組**を支援します。
- 実施主体：市町村、地域協議会等
- 補助率：定額（上限1,000万円/地区）等）

事業内容（詳細）

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村や地域資源の潜在力を再評価し、これを加工・活用し、山村地域ならではの特産品やサービスを開発・販売するためのソフト活動（資源調査、組織・体制づくり、人材育成、商品・サービス開発等）を支援します。



現地調査



合意形成・計画づくり



地域資源を活用した商品の開発

2. 商談会開催等事業

地域資源を活用した商品開発等の取組や商品・サービスに関する事業化、さらに開発した商品等の販路開拓・拡大をバックアップするため、①マーケティングのノウハウに係る基礎講習、②ビジネスモデル作成に関するワークショップ、③バイヤーとの商談会の取組を支援します。

成果（データ）や事例

○地域資源の例

野菜・規格外野菜、山菜、きのこ、地域材（用材、間伐材、未利用材）、酒米・酒粕、塩、栗、蜂蜜、未利用資源（地ビール廃棄物等）、ジビエ、獣皮、野草（ハーブ、エキス）、大豆、新規作物（ビーツ、えごま、マカ）、伝統工芸品、海産・養殖魚、景観 など

○商品開発の事例



【はちみつ】



【マカカレー】



【化粧品】



【BBQプレート】



【清酒】



【施設を木材でコーディネート】

実施地区数：約250地区（H27～）

山村活性化対策事業 支援内容・助成対象

支援内容

資源量調査・資源確保策対応：地域資源の賦存状況・利活用状況調査、栽培講習会等

人材育成：地域ワークショップ開催、技術取得・技術普及向け研修会実施等

商品開発・既存商品改良等：地域資源を活用した新商品開発（既存商品改良）、市場調査（試験販売）、名物メニュー・観光プログラム開発、モニターツアー実施等

販路開拓・拡大：キャッチコピー作成、ブランディング戦略検討、広報活動、展示商談会出展、HP（ECサイト）立ち上げ等

助成対象

役務費、委託料、資材等購入費、機械賃料、人件費、旅費 等

（補助率：1地区当たり上限 年間1,000万円×3年間まで（定額＝100%））

山村活性化対策事業 実施要件・実施主体

事業実施要件

- **山村振興計画**（H27法改正を踏まえたもの）が作成されていること
- 振興山村の地域資源を活用し、振興山村の所得・雇用を増大する取組であること（雇用、販売額等の増大に関する目標を設定）

パターン1（理想形）



パターン2（実施可能）



事業実施主体

- 振興山村を有する市町村
- 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会（※）

（※市町村役割：経理事務の監督）



分かり易い山村振興計画の作り方（マニュアル）

法令・施策

●山村振興

- [分かりやすい山村振興計画の作り方](#)
- [分かり易い山村振興計画の作り方（作成のつぼ）](#)
- [振興山村一覧表](#)
- [山村振興（農林水産省農村振興局HP）](#)
- [農山漁村の活性化\(農山漁村整備対策\)](#)
- [人口急減地域対策](#)
- [棚田地域振興](#)
- [定住条件の確保に向けた取組（農林水産省）](#)

分かり易い山村振興計画の作り方

さくせいをつぼ 作成要領

令和4年6月
全国山村振興連盟

目次

山村振興計画の作成
・必要・作成でよく
・作成に係る留意事項
・計画記載項目と基
・参考にできる既存

山村振興計画

- I 地域の概況・・・
 - (1) 地理、地勢
 - (2) 気候
- II 社会的及び経済的概況・・・
 - (1) 人口の動向
 - (2) 産業構造の
 - (3) 土地利用の
 - (4) 財政状況
- III 現状と課題・・・
 - 1 これまでの山村
 - 2 山村における
 - 3 山村における
 - 4 山村における

山村振興計画の作成が必要になるよくある場面・・・

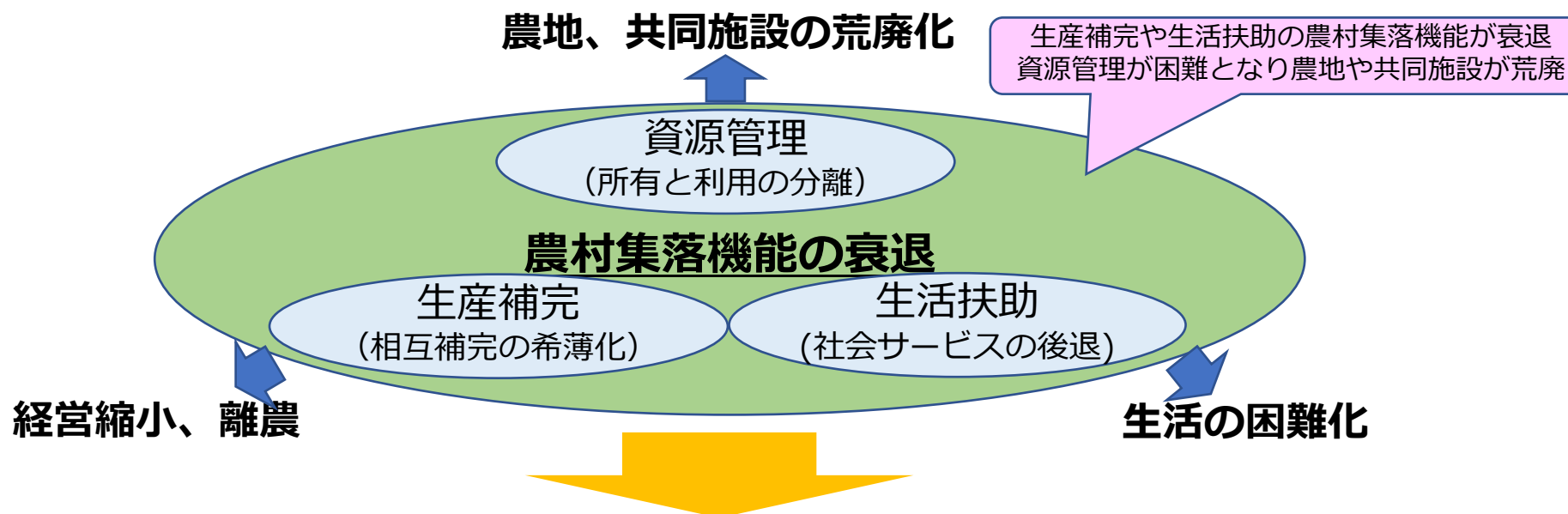
規格外で完れない野菜、無駄にせず、加工して特産品として売り出したい。

集約の森林や農地を使って、ワーケーションの人や観光客向けの健康プログラムを提供したらどうかな。もっと滞在時間が増えるよね。



農村地域での集落機能の低下と地域運営組織の必要性

- 中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、**地域資源（農地・水路等）の保全や生活（買い物・子育て）など集落維持に必要な機能が弱体化。**
- 農家、非農家が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取り組むことで、**地域コミュニティの機能を維持・強化することが必要。**



3つの集落機能を補完する地域運営組織 (RMO)が必要

地域運営組織とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

RMO: Region Management Organizationの略

(例) ○○まちづくり協議会、○○地域づくり協議会、○○地域協議会、○○地域運営協議会 等

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

地域の存続に向けて普段から組織的に活動を行っている農業者を母体とした組織を形成

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

実行機能

事業の実施

農用地の保全



農地周辺等の草刈り作業

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

多面的機能支払の対象集落

A 集落協定

B 集落協定

C 集落

D 集落協定

E 集落協定

F 集落営農

G 農業法人

H 農業法人

中山間地域等直接支払の対象集落

中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち
農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～
 【令和4年度予算額 9,752（9,805）百万円の内数】

< 対策のポイント >

中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「**農村型地域運営組織（農村RMO）**」の形成により**地域で支え合うむらづくりを推進**するため、農村RMOを目指して**むらづくり協議会等が行う実証事業等**の取組や協議会の伴走者となる**中間支援組織の育成等**の取組に対する支援を実施します。

< 事業目標 >

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区 [令和8年度まで]）

< 事業の内容 >

1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する**将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援**にかかる**調査、計画作成、実証事業等**の取組を支援します。
 【事業期間：上限3年間、交付率：定額】

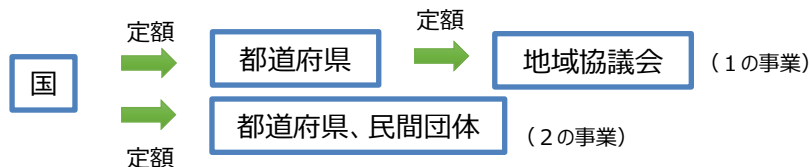
2. 農村RMO伴走支援体制の構築

農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成等**を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの整備**に対して支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

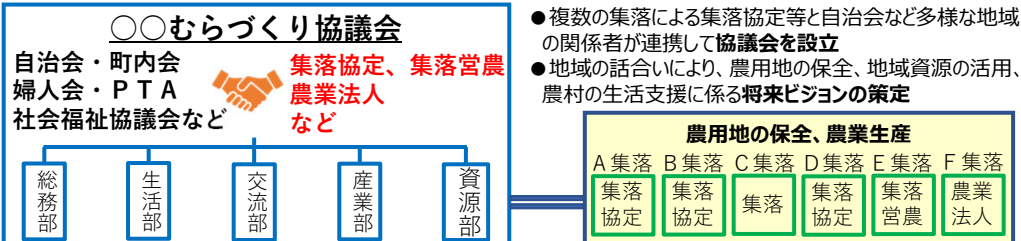
※下線部は拡充内容

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して**協議会を設立**
- 地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、農村の生活支援に係る**将来ビジョンの策定**

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援

- 【支援対象】
 ・調査・分析
 ・計画作成
 ・実証事業 等

【事業対象分野】

農用地保全 農地周辺・林地の草刈り作業	地域資源活用 直売所を核とした域内経済循環	生活支援 集荷作業と併せた買い物支援
----------------------------	------------------------------	---------------------------

農村RMO伴走支援体制の構築



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

くらしの施策

農村RMO形成推進に向けた各府省連携

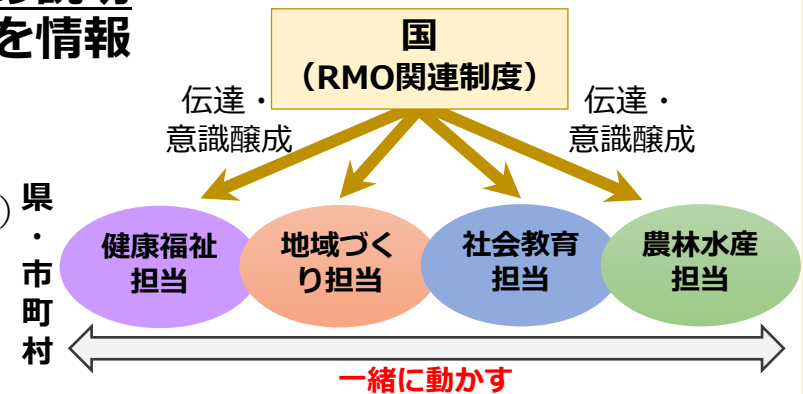
1. 「農村RMO」の形成にあたって各府省所管の各種制度を活用

＜農村RMOとの関わりが想定される制度＞

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化伝道師 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落支援員 ● 地域おこし協力隊 ● 地域プロジェクトマネージャー ● 地域力創造アドバイザー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化起業人 ● 特定地域づくり協同組合 ● 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援コーディネーター ● 介護保険法に基づく地域支援事業 ● 重層的支援体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小さな拠点を核としたふるさと集落生活圈形成推進事業 ● 国土の管理構想（地域管理構想）

2. 各省が実施する都道府県・市町村の担当部局等への説明において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進

- 【文部科学省】 第115回中央教育審議会生涯学習分科会(R4.2.15)
- 【厚生労働省】 重層的支援体制整備事業との連携に関する連名通知 (R4.3.1)
- 【厚生労働省】 社会・援護局関係主管課長会議(R4.3.18)
- 【内閣府】 小さな拠点・地域運営組織／関係人口担当者会議(R4.5.10)
- 【厚生労働省】 社会保障審議会介護保険部会(R4.5.16)



3. 関係府省連絡会議（農村RMO形成促進に関する情報共有の場）の形成

- 【関係府省等】 総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、農林水産省、各種団体等
- 【会議の内容】 ①現場情報の共有、②関連施策の共有
- 【開催実績】 第1回(R3.10.21)、第2回 (R4.1.20)、農村RMO推進シンポジウム (R4.3.10)
- 第1回農村RMO推進研究会 (R4.9.5)**



R4.9.5 農村RMO推進研究会

連携を確認している各省担当課【総務省地域自立応援課（地域振興室、過疎対策室）、厚生労働省認知症施策・地域介護推進課、国土交通省総合計画課・地方振興課、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生事務局】

「福祉農園」から始まる「農村版地域包括ケアシステム」の構築

(事例：岩手県花巻市 高松第三行政区)

- ・ **農村RMO**が地域の課題解決に向け、**農業・福祉の関係団体との連携**による取組を実施。
- ・ **福祉農園**における農作業や交流を通じて、**高齢者・障がい者・子ども**を含めた**共生型地域コミュニティ**を形成。



福祉農園での活動を通じて、**共生型地域コミュニティ**を形成!



子どもに対する食育



加工品の開発(6次化)



配食サービスの食材



福祉施設へ食材提供



サロン活動

複数集落を対象とした持続的な土地利用（再編）のイメージ

- 人口減少や高齢化が急速に進行する中山間地域においては、近年、更に人口減少が進行し、集落コミュニティの脆弱化が懸念されるとともに、様々な政策努力を払ってもなお農地としての維持が困難な土地が増大
- このため、地域の話し合いを通じて、守るべき農地を明確化し、従来の手法では維持困難な農地については、農村RMOが受け皿となって、地域内外の新たな人材等を呼び込みながら、放牧、蜜源作物、緑肥作物等、省力作物による粗放的利用等により農用地を保全

(イメージ図)

担い手への集約

担い手への集約

担い手への集約

将来的な有機利用エリア (そば、緑肥作物等)

子供食堂

平場宮農組織

地域おこし協力隊

話し合いの様子

U・Iターン

① 粗放的な利用による農業生産 (燃料作物)

婦人会

② 粗放的な利用による農業生産 (緑肥作物)

畜産農家

③ 粗放的な利用による農業生産 (放牧)

狩猟ハン

④ 鳥獣緩衝帯

⑤ 農業生産の再開が困難な土地への植林

公民館・社会教育関係者

⑥ 農業体験を通じた環境教育

子ども会・PTA

⑦ 福祉目的での農園利用 (ユニバーサル農園)

高齢者

⑧ 粗放的な利用による農業生産 (蜜源作物)

養蜂家

⑨ 果樹 (ナツメ)

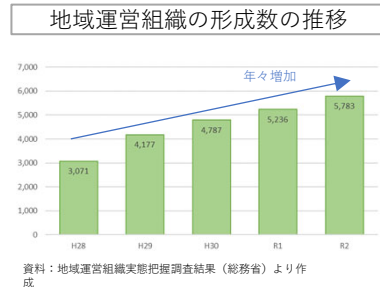
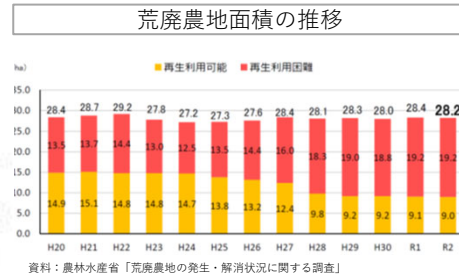
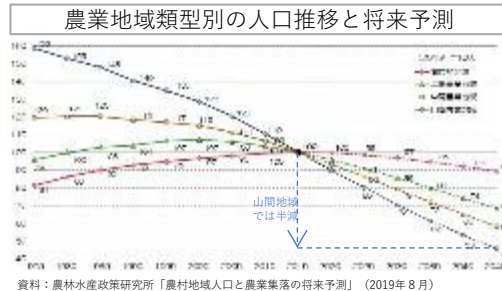
飲食店経営者

くらしの施策・活力づくりの施策

担い手への集積・集約化が困難な農地について、農村RMOを中心に農用地保全に向けた土地利用を検討

農山漁村活性化法の一部を改正する法律のポイント

○人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、**農用地の保全等により荒廃防止**を図りつつ、**活性化の取組を計画的に推進**するため、
 ・地方公共団体が作成する**活性化計画**の記載事項として、**農林漁業団体等**が実施する**農用地の保全等に関する事業**を新たに位置付け、
 ・当該事業の実施に必要な**農林地等**についての**所有権の移転等**を促進するための**措置等**を講ずる。



農山漁村地域の持続的な土地利用の推進

○**農用地の保全等に関する事業**を活性化計画の対象事業に位置付け、放牧等の粗放管理を含む**計画的な土地利用を推進**

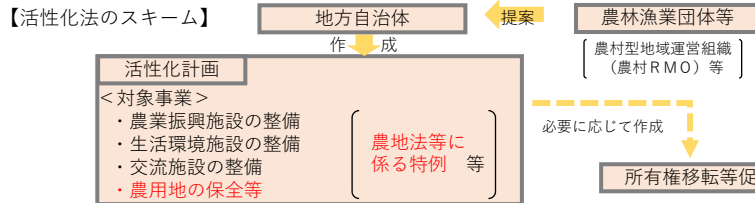
改正前

- 活性化計画の対象事業は
- 生産基盤・施設の整備に関する事業
 - 生活環境施設の整備に関する事業
 - 地域間交流拠点施設の整備に関する事業



改正後

- 活性化計画の対象事業に
- 農用地の保全等に関する事業**（放牧、鳥獣緩衝帯、林地化等）を追加



関係法律に基づく申請手続の簡略化

- （農山漁村活性化法と共通する添付書類の一部を省略等）
- 市民農園整備促進法に基づく認定申請手続の簡略化
 - 多面法※に基づく認定申請手続の簡略化

所有権移転等促進計画

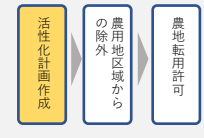
- 施設用地、**農用地の保全等に関する事業**の実施に必要な農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理

地域の円滑な取組の推進

○活性化計画に記載された事業を実施する際、**農地転用許可手続等の迅速化の特例**を措置

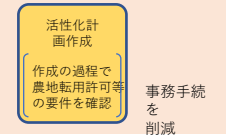
改正前

- 事業の実施に当たって、活性化計画の作成、農用地区域からの除外手続、農地転用許可手続等をそれぞれ実施



改正後

- 農地転用等について、活性化計画作成時に許可等の要件を確認（**農地転用許可手続等のワンストップ化**）



交付金による支援

- 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）により、農泊施設など農山漁村発イノベーション施設の整備等の取組を支援
- ※このほか、農山漁村振興交付金のうち、
 - ・農山漁村発イノベーション推進支援事業（商品開発、専門家派遣等）
 - ・農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（モデル形成支援等）
 - ・最適土地利用対策等（土地利用計画の策定支援等）
 等により地域の活動を支援

ハード
ソフト

注）赤字は今回改正部分

※農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（日本型直接支払の根拠法）

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想図**を作成し、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援**します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための生産基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等農用地保全のための活動
【事業期間：最大5年間、交付率：5.5/10、定額（上限1,000万円/年）、（粗放的利用支援：10,000円/10a）等】

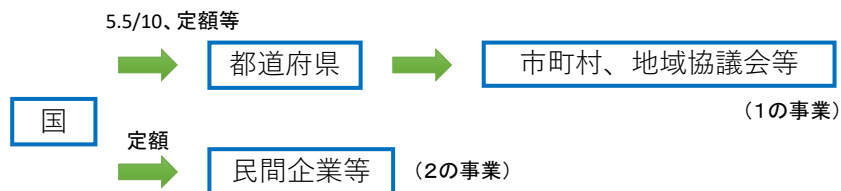
2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施


 【地域ぐるみでの話し合い】


 【土地利用構想の概定】


 【農用地保全の実証的な取組】


 【放牧】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施


 【土地利用構想図の策定】


 【簡易な整備】


 【生産基盤整備】


 【加工・販売施設等】


 【鳥獣緩衝帯】


 【蜜源作物の作付け】


 【計画的な植林】


 【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した最適かつ持続的な土地利用を実現

土地利用の施策

13

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R4 予算額 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)

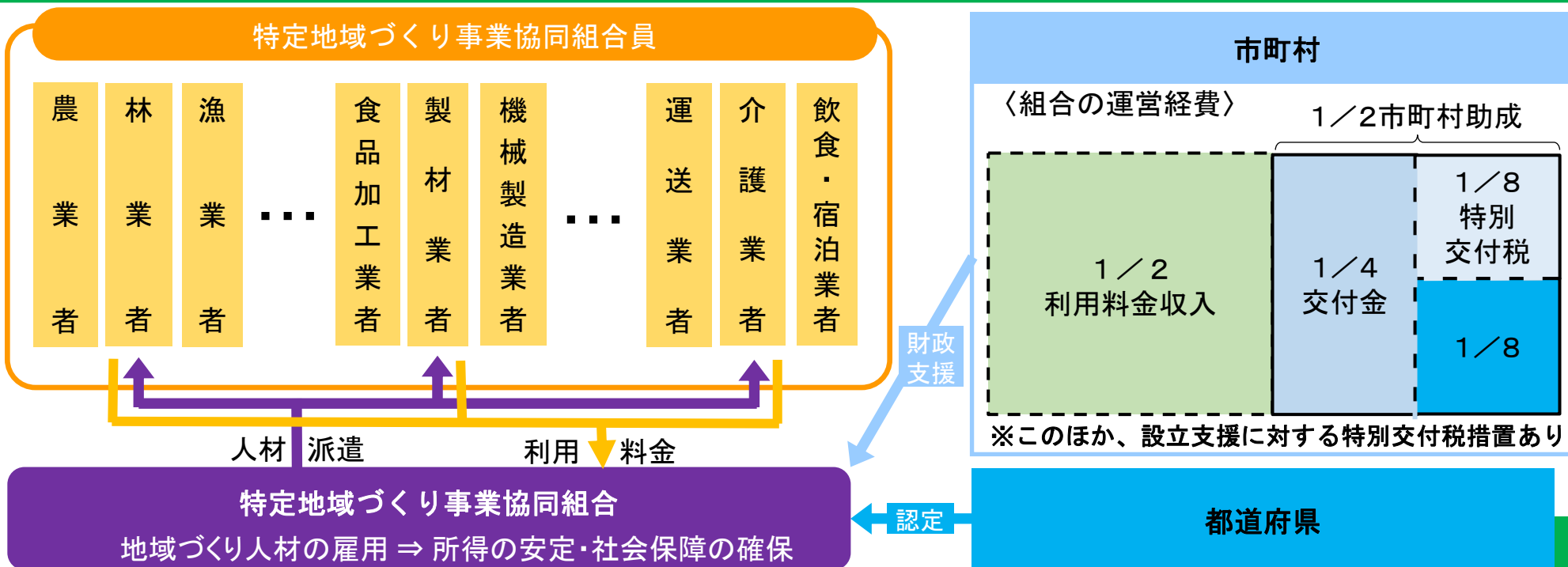
⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



活力づくりの施策

農村RMOと「特定地域づくり事業協同組合」の連携（RMOが、組合員）

事例：島根県安来市比田地区

- ・ 「安来市特定地域づくり事業協同組合」では、仕事を組み合わせたマルチワークを形成することで、組合員加入している地域の事業者に対し、労働者派遣事業を実施。
- ・ 同組合には、農村RMO「えーひだカンパニー」も組合員として参画し、地域づくり人材*が安心して活躍できる環境を整備。



えーひだカンパニー株式会社（農村RMO）

平成29年設立。自治機能と生産機能を合わせた、住民による住民のための株式会社として、農業（中山間地域等直接支払交付金の事務も受託）を含め、生活環境、福祉、産業、観光など多岐にわたる分野で、ビジョン実現に向けた事業を展開。



えーひだ市場

【比田地区】人口959人、世帯数396戸（2022年7月末時点）
小学校1校、19の自治会（集落）

※ 地域づくり人材：地域の産業に従事する者やNPO等の社会貢献活動に従事する者など、地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材等（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドラインより）

安来市特定地域づくり事業協同組合 組合員



やすぎアグリ合同会社
(業種：農業)



農事組合法人
おおつが宮農組合
(業種：農業)



有限会社
ジェイエイやすぎサービス
(業種：農業)



株式会社
LPCベジタリアファーム
(業種：農業)



北中農園
(業種：農業)



合同会社VEGE齋藤
(業種：農業)



農事組合法人のきの郷
(業種：農業)



(有)梅林商会
有限会社 梅林商会
(業種：農機具販売・小売業)



えーひだカンパニー株式会社
(業種：農業)



くらしの施策・活力づくりの施策

出典：安来市特定地域づくり事業協同組合ホームページ

農村RMOと「特定地域づくり事業協同組合」の連携（農村RMOから、組合を設立） 事例：新潟県上越市清里地区

- ・ 一般社団法人榊池農業振興会は、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の統合を行いながら、集落の自主的活動を中心に、広域連携による中山間地の活性化を目指している。
- ・ また、地域では、有限会社グリーンファーム清里を中心とした農業法人の連合が形成されており、これを母体に、農村RMOとしての活動を区域全域で展開中。
- ・ 令和4年、これら7つの団体が、「星の清里協同組合」（特定地域づくり事業協同組合）を設立。



星の清里協同組合 組合員



有限会社
グリーンファーム清里
(業種：農業)



農事組合法人
青柳生産組合
(業種：農業)



株式会社 K S 光
(業種：農業)



株式会社
TY GREEN
(業種：農業)



農事組合法人
北野生産組合
(業種：農業)



農事組合法人
水倉ファーム
(業種：農業)

一般社団法人 榊池農業振興会

平成18年9月発足。雪深い山あいの11の集落が一つになって、日々平穏に暮らしながら、みんなの力で伝統や文化をはじめとする集落機能や農地と環境を守り、次の世代に引き継ぎたいとの願いから生まれたコミュニティ。地区内における中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の事務処理を担う。農林水産省農村振興局主催「農村プロデューサー養成講座」受講生も在籍しており、地域活動を盛り上げている。

【清里地区】人口2,457人、世帯数878戸（2022年8月末時点）
小学校1校、25の自治会（集落）



榊池地区



田植え・稲刈りツアーの開催



一般社団法人
榊池農業振興会
(業種：生活関連サービス業)

※ 地域づくり人材：地域の産業に従事する者やNPO等の社会貢献活動に従事する者など、地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材等（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドラインより）